第二十五条第一項本文中「施設」の下に「（以下「要消毒畜舎等」という。）」を加え、同条第二項中「前項の畜舎、船舶、車両その他これに準ずる施設」を「要消毒畜舎等」に、「同項ただし書」を「前項ただし書」に、「当該施設」を「当該要消毒畜舎等」に改め、同条第三項中「第一項の施設（同項ただし書」を「要消毒畜舎等（第一項ただし書」に改め、同条に次の三項を加える。

4　要消毒畜舎等の所有者は、第一項の規定による消毒が終了するまでの間、農林水産省令の定めるところにより、当該要消毒畜舎等及びその敷地（農林水産省令で定める敷地を除く。）の出入口付近に、家畜伝染病のまん延を防止するために必要な消毒をする設備を設置しなければならない。

5　家畜防疫員は、第三項の規定により自ら要消毒畜舎等を消毒する場合には、当該消毒が終了するまでの間、前項の農林水産省令の定めるところにより、自ら同項の設備を設置しなければならない。

6　第四項の設備が設置されている要消毒畜舎等の敷地から車両を出す者は、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、当該設備を利用して、当該車両を消毒しなければならない。

第二十六条第一項中「前条第一項本文の施設」を「要消毒畜舎等」に、「第三項において同じ。」を「以下「要消毒倉庫等」という。」に、「当該施設」を「当該要消毒倉庫等」に改め、同条第二項中「命令に係る施設」を「規定による命令に係る要消毒倉庫等」に改め、同条第三項中「第一項の倉庫、船舶、車両その他これに準ずる施設」を「要消毒倉庫等」に、「同項の」を「第一項の規定による」に、「当該施設」を「当該要消毒倉庫等」に改め、同条に次の三項を加える。

4　要消毒倉庫等の所有者は、第一項の規定による命令に従つてすべき消毒が終了するまでの間、農林水産省令の定めるところにより、当該要消毒倉庫等及びその敷地（農林水産省令で定める敷地を除く。）の出入口付近に、家畜伝染病のまん延を防止するために必要な消毒をする設備を設置しなければならない。

5　都道府県知事は、第三項の規定により家畜防疫員に要消毒倉庫等を消毒させる場合には、当該消毒が終了するまでの間、前項の農林水産省令の定めるところにより、家畜防疫員に同項の設備を設置させなければならない。

6　第四項の設備が設置されている要消毒倉庫等の敷地から車両を出す者は、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、当該設備を利用して、当該車両を消毒しなければならない。

第二十八条に次の一項を加える。

2　第二十五条第四項の設備が設置されている要消毒畜舎等又は第二十六条第四項の設備が設置されている要消毒倉庫等から出る者は、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、これらの設備を利用して、前項の規定による消毒をしなければならない。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（消毒設備の設置場所を通行する者の消毒の義務）

第二十八条の二　都道府県知事が家畜伝染病のまん延の防止のために必要な消毒のための設備であつて農林水産省令で定めるものを設置している場所を通行する者は、農林水産省令の定めるところにより、当該設備によるその身体及びその場所を通過させる車両の消毒を受けなければならない。

2　前項の設備は、家畜伝染病の急速かつ広範囲なまん延を防止するため特に必要があると都道府県知事が認める場合に設置するものとする。

3　都道府県知事は、第一項の設備が設置されている場所ごとに、公衆の見やすい場所に、農林水産省令で定める表示をしなければならない。

第二十九条中「及び疑似患畜」を「、疑似患畜及び指定家畜」に改める。

第三章に次の一条を加える。

（発生の原因の究明）

第三十五条の二　農林水産大臣は、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとする。

「第四章　輸出入検疫」を「第四章　輸出入検疫等」に改める。

第四十六条第一項中「第十四条」の下に「から第十七条まで、第十八条」を加え、第四章中同条の次に次の三条を加える。

（入国者に対する質問等）

第四十六条の二　家畜防疫官は、外国から入港した船舶又は航空機に乗つて来た者（次条において「入国者」という。）に対して、その携帯品（第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の検査を受けた物を除く。以下同じ。）のうちに要消毒物品（監視伝染病が現に発生している外国の地域において使用された物品であつて家畜防疫官がその消毒をすることが必要であると認めるものをいう。次条において同じ。）が含まれているかどうかを判断するため、必要な質問を行うとともに、必要な限度において、当該携帯品の検査を行うことができる。

（入国者の携帯品の消毒）

第四十六条の三　家畜防疫官は、前条の検査の結果、入国者の携帯品のうちに要消毒物品が含まれていたときは、必要な限度において、当該要消毒物品を消毒することができる。

（協力の要請）

第四十六条の四　動物検疫所長は、前二条の規定による事務を円滑に行うため必要があると認めるときは、外国から入港した船舶若しくは航空機の所有者若しくは長（長に代わつてその職務を行う者があるときは、その者）又は港若しくは飛行場の管理者（次項において「船舶の所有者等」という。）に対し、第四十六条の二の質問に関する書類の配布、検疫の手続に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

2　船舶の所有者等は、動物検疫所長から前項の規定による求めがあつたときは、その求めに応ずるよう努めなければならない。

第六十三条第三号中「第十七条」を「第十七条第一項又は第十七条の二第五項」に改め、同条第五号中「による」を「に違反して」に改め、同条に次の一号を加える。

六　第四十六条の五第一項又は第四十六条の十の規定に違反した者

第六十四条第一号中「第十二条」の下に「、第十三条の二第一項」を、「第五十六条第二項（」の下に「第十三条の二第一項、」を加え、同条第二号中「第三十二条及び第三十三条については、」を「これらの規定を」に改め、同条第三号中「第三十六条の二第一項」の下に「、第四十六条の八第一項、第四十六条の十一第一項、第四十六条の十三第一項又は第四十六条の十八第一項（第四十六条の二十第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の三号を加える。

四　第四十六条の十八第三項（第四十六条の二十第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

五　第五十一条第二項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

六　第五十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六十六条中「前三条」を「第六十三条から前条まで」に改め、同条を第六十七条とする。

第六十五条第一号中「第十八条、第二十一条第二項」を「第八条の二、第十八条、第二十一条第二項」に、「又は第二十五条第一項（」を「、第二十五条第一項、第四項若しくは第六項、第二十六条第四項若しくは第六項、第二十八条第一項」を「、第二十五条第一項、第四項及び第六項、第二十六条第四項及び第六項、第二十八条第二項並びに第二十八条の二第一項」に改め、同条第二号中「第十二条の四第二項」を「第十二条の六第二項」に改め、同条第三号中「第十四条第二項後段若しくは第三項、第十九条、第二十六条第二項又は」を「第十四条第二項若しくは第三項、第十九条、第二十六条第二項又は」に、「第十四条第二項後段若しくは第三項、第十九条、第二十六条第二項及び第四十条第四項については、」を「これらの規定を」に改め、「指示」の下に「（第十四条第二項の規定による指示については、同項の措置をとるべき旨の指示に限る。）」を加え、同条第十号中「第四十二条第二項及び第四十三条第五項については、」を「これらの規定を」に改め、同条第十三号中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に改め、同号を同条第十六号とし、同条中第十二号を第十五号とし、第十一号の次に次の三号を加える。

十二　第四十六条の二（第六十二条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は第四十六条の二の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十三　第四十六条の三（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による消毒を拒み、妨げ、又は忌避した者